

お問い合わせの件につきまして、以下のとおり回答します。

なお、回答の便宜上、遺体又は遺骨を地中の墓に埋めることを「埋葬」、火葬せず遺体のまま地中の墓に埋めることを「土葬」と表記します。

① シンガポール国内の公営土葬墓地について

面積や構造、土葬対応可能人数、付随する施設（礼拝堂等）、運営形態等、基本的な情報についてご教授下さい。

シンガポール国内で公式に認められている土葬墓地は、西部に立地するチャオ・チュー・カン墓地(Choa Chu Kang Cemetery)の1箇所のみである。

チャオ・チュー・カン墓地の基礎情報は以下のとおり。

運営主体	シンガポール環境庁(National Environment Agency)
設立	1946年
区画	(1) チャイニーズ墓地(Chinese Cemetery):仏教徒用墓地 (2) ムスリム墓地(Muslim Cemetery):ムスリム用墓地 (3) アハマディア・ジャマアト墓地(Ahmadiyya Jama' at Cemetery):イスラム教徒用墓地(上記(2)とは他宗派) (4) クリスマン墓地(Christian Cemetery):キリスト教徒用墓地 (5) ユダヤ人墓地(Jewish Cemetery):ユダヤ人墓地 (6) パーシー墓地(Parsi Cemetery):ペルシア人墓地
併設施設	(1) チャオ・チュー・カン納骨堂(Choa Chu Kang Columbarium):シンガポール環境庁(NEA)が所管・運営  (2) 追悼園(The Garden of Remembrance):民間が運営するキリスト教徒用の納骨堂 

(3) ニルバーナ追悼園 (Nirvana Memorial Garden) : 民間が運営する仏教徒用の納骨堂



(4) 平和公園 (Garden of Peace) : シンガポール環境庁 (NEA) が運営する散骨・祈祷施設



以下の斜体箇所については、公式ホームページではなくシンガポールのタウン情報ブログから得たものであり、事実である確認は取れておりませんので、予め御了承ください。

同墓地の合計面積は約 318 万 m^2 であり、約 8 万基の墓を管理し、その内訳は仏教徒の墓が約 45,500 基、ムスリムの墓が約 35,000 基である。

② シンガポールにおける土葬の流れの詳細（埋葬期限終了後を含みます）

土葬希望者が死亡してから埋葬されるまでの一般的な流れについてご教授下さい。

また、シンガポールでは15年の埋葬期限が来ると、掘り起こして複数のご遺体をひとまとめにし、再埋葬するとのインターネット記事を拝見しました。この流れについて、誰が掘り起こすのか、またひとまとめにする際の決まりや、再埋葬の場所やその後の取扱い等、できるだけ具体的に教えていただきたく存じます。

土葬を希望する者が死亡してから埋葬されるまでの流れは以下のとおり。

(1) 遺族等（死亡者の両親、配偶者又は子どものみを「近親者」とし、それ以外の者の場合は「申請者」とする）が、シンガポール環境庁(NEA)が運営する専用窓口に埋葬の予約を電話又は窓口で行う。

埋葬の予約時間は8時30分から16時30分まで（13時から14時までを除く）である。

(2) 埋葬前に埋葬料を同窓口で納付する。支払い方法は以下のとおり。

- ・ 電子決済 (NETS)
- ・ キャッシュカード
- ・ クレジットカード

(3) 以下の申請書類を提出する。

① デジタル死亡証明書

入手できない場合は、以下のいずれかに代えるものとする。

- (a) 死亡証明書
- (b) 手書きの死亡確認書
- (c) 公立病院作成の証明書

② 埋葬許可証

③ 近親者及び申請者の身分証明書 (IDカード、パスポート等)

④ 委任状 (申請者が近親者ではない場合)

(4) 死亡者が外国人の場合、近親者（両親、配偶者、子供のみ）がシンガポール国民又はシンガポール永住権保持者である場合にのみ許可される。また、シンガポール環境庁から書面による許可を得る必要がある。

(5) 予約のキャンセル又は変更は、近親者又は申請者が、全ての関連書類を添えて、専用窓口で直接行わなければならない。

◎ シンガポール環境庁の規定に基づき、1998年11月1日より、土葬の埋葬期間は15年に制限されている。土葬から15年経過後、同庁により墓が掘り起こされる。

死亡者の信仰していた宗教において火葬が許されている場合、掘り出され

た遺骨は火葬され、納骨堂に保管される。

一方、信仰上の理由により土葬しなければならない場合、掘り出された遺骨は、より小さな個別の区画に再び土葬される。同庁は 1998 年から現在まで各宗教別で合計 8 回の発掘を実施している。その詳細は以下のとおり。

- ① 仏教徒・ヒンドゥー教徒の墓を中心に発掘が行われ、2005 年に終了。
- ② 仏教徒・ムスリムの墓を中心に発掘が行われ、2010 年 12 月に終了。
- ③ 仏教教の墓を中心に発掘が行われ、2010 年 6 月に終了。
- ④ ムスリムの墓を中心に発掘が行われ、2014 年 9 月に終了。
- ⑤ 仏教徒の墓を中心に発掘が行われ、2019 年 1 月に終了。
- ⑥ ムスリムの墓を中心に発掘が行われ、2021 年 3 月に終了。
- ⑦ 仏教徒の墓を中心に発掘が行われ、2021 年 5 月に終了。
- ⑧ ムスリムの墓を中心に発掘が行われ、現在進行中。

③「地下埋葬システム」の詳細について

貴事務所のメールマガジンにも記載がございましたが、このシステムにより、宗教的・信念の尊重といった精神的・感情的な観点と、土地の効率的活用、土壌侵食防止、景観確保といったインフラ的な観点の両面を解決することができる、との内容を拝見し、その詳細について大変興味を持っております。

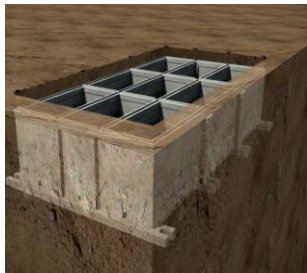
シンガポール環境庁は、2007年、シンガポールにおける従来の土葬システムを改良し、土地の最適利用を可能にする「地下埋葬システム (Crypt Burial System, CBS)」を導入した。

CBSの埋葬区画は、土台のないコンクリート製の地下室から構成されている。遺体はこれらの地下室に埋葬され、埋葬区画は土地のより効率的な利用と参拝者のアクセスのしやすさを考慮して格子状に配置されている。

棺の周囲が囲われていることから、地下の土壌の移動や浸食による棺の移動を防ぐことができ、長く墓地を維持できる。また、個別の区画とすることにより尊厳が保たれるから、同国内の各宗教団体から好意的に受け止められている。

CBSの構造については以下のとおり。

(1) 地面を掘った後、コンクリート製の梁を基礎として設置。次にパネルを地面に下ろして壁を形成する。後に被せるコンクリート製の蓋とともに、これらが埋葬用地下室を形成する。



(2) 埋葬の際、棺が埋葬用地下室に下ろされ、土に埋められる。各埋葬室には1つの遺体が埋められる。棺は土と接触した状態になる。



(3) その後、埋葬室は完全に土で覆われ、コンクリートの蓋で封印される。



(4) 遺族は、故人を偲ぶために、各自が選んだ記念碑を立てることができる。



(写真は全てチャオ・チュー・カン墓地公式ホームページより)

(参考)

チョア・チュー・カン墓地利用規約

1 一般

- a. 申請者は、チョア・チュー・カン墓地（以下「墓地」という）の事務所（電話：6795-9731）に電話し、毎日午前8時30分から午後16時30分までの間に、チョア・チュー・カン墓地における埋葬を申請できる。
- b. 埋葬当日に確認のために提出する書類：
 - (a) デジタル死亡診断書
 - (b) 埋葬許可証
 - (c) 申請者及び近親者の ID カード又はパスポート
 - (d) 委任状（申請者が死亡者の近親者でない場合）
- c. 窓口での埋葬料の支払は、埋葬当日に次のいずれかの方法で行うものとする：
 - (a) キャッシュカード
 - (b) クレジットカード
 - (c) 電子決済 (NETS)

2 申請条件

- a. シンガポールで埋葬されることができるのは、シンガポール国民又はは永住権保持者とその近親者である外国人のみとする。
- b. 墓の利用期限は、埋葬日から開始され、その期間は15年間とする。
- c. 申請者は、墓を事前に予約することができない。2 d. の規定に定める手続きは全ての申請者に厳格に適用されるものとする。
- d. 墓の割当は順番に行われ、申請者は埋葬予定日に墓を割当てられる。申請者は、割当てられた墓以外の墓を選択する権利は与えられない。
- e. 申請者は、墓及びその周辺に植えられた芝を含め、墓石、記念碑及びプレートの構造的な維持管理について責任を負うものとする。申請者は、チョア・チュー・カン墓地が一般に開放されており、他の一般市民によって引き起こされる場合であっても、墓石の構造的損傷、欠落、記念碑又は墓に埋葬された遺骨の損傷や紛失について、墓地は責任を負えないことを認めるものとする。
- f. 墓の埋葬期限が満了又は終了した場合、シンガポール環境庁は、再埋葬又は火葬のために遺体の掘起しを行うことができる。
- g. 2 b. の規定に関わらず、シンガポール環境庁は、以下の場合に申請者又は近親者に書面にて通知することで、墓の貸与を終了させることができる。
 - (i) 墓地が政府の土地再開発計画による影響を受ける場合

- (ii) 申請者が墓利用に係る条件や規則に従わなかった場合。
- h. 全ての通知は、以下の場合に送達されたものとみなす：
 - (i) 公共メディアにおいて公告されること。
 - (ii) 申請者又は近親者の通常の住所地又は最後の住所地に郵送すること。
- i. 2 g. の規定に基づき墓の貸与が終了した場合、申請者は、シンガポール環境庁から土葬料の返還又は補償を受ける権利はない。
- j. 2 g. (ii) の規定に関わらず、申請者が、本規約の条件、規則又は墓地に関して随時課される規則若しくは規制を遵守しなかった結果、シンガポール環境庁が負担する可能性のある費用、経費又は料金について、シンガポール環境庁に対して責任を負うものとする。

3 規則

一般

- a. 墓地を訪れる全ての者は、故人に対する正しい敬意を示し、全ての人に配慮して行動しなくてはならない。
- b. ペットを墓地に持ち込んではならない。
- c. シンガポール環境庁の書面による許可なく、墓碑、記念碑又は何らかの建造物を墓に建ててはならない。大きさ、デザイン、碑文はシンガポール環境庁の承認を受けるものとする。
- d. 芝生の縁又は墓地の敷地内のどの部分においても、そのような目的のために設けられた金属製の受け皿以外の場所で、冥銭（クレア注：Joss Paper とも。日本でいう「六文銭」）その他の供物又は物品を燃やしてはならない。
- e. 全ての者は、礼拝後、墓地の地面に供えられた全ての腐敗しやすい供物を撤去しなければならない。
- f. シンガポール環境庁は、墓地の整頓と秩序を維持するために必要と判断した場合、墓地の敷地内のどの部分であっても、危険物、見苦しい物、その他不適切な物品が置かれている場合は、これを撤去することができる。
- g. 墓地内での注文の聞き込みや勧誘は禁止されている。訪問者は、違法な客引き行為があった場合、墓地の管理者に報告すること。

芝生墓地

- h. 芝生墓地に墓碑又は記念碑を建ててはならない。ただし、書面による申請があった場合には標準的な大きさの銘板を立てることができ、銘板を墓のセメントの土台の上に水平にし、周囲の地面の高さと同じ高さにすること。
- i. 3 d. の規定に関わらず、芝生墓地において、線香、線香紙、ろうそくその他のいかなる種類の供え物も燃やしてはならない。
- j. フェンスの設置、低木や花の植付け、墓の上や周囲に小石やその他の資材

を置くことは固く禁じられている。

- k. 墓の芝は、周囲の地面と水平でなければならない。
- 1. シンガポール環境庁は、墓の上に放置された水受け、風車、造花、花瓶、切り花などを定期的に撤去する。

【参考 URL】

<https://www.nea.gov.sg/our-services/after-death/choa-chu-kang-cemetery>

<https://www.nea.gov.sg/our-services/after-death/post-death-matters/burial-cremation-and-ash-storage>

<https://www.nea.gov.sg/our-services/after-death/choa-chu-kang-exhumation-programme>

<https://www.nea.gov.sg/media/news/news/index/nea-s-new-garden-of-peace-cck-will-provide-an-additional-option-for-management-of-cremated-human-remains-in-singapore>

<https://www.nea.gov.sg/our-services/after-death/government-managed-columbaria>

<https://www.nea.gov.sg/our-services/after-death/crypt-burial-system#:~:text=The%20NEA%20introduced%20the%20Crypt,concrete%20crypt%20without%20a%20base.>

<https://thesmartlocal.com/read/choa-chu-kang-cemetery/>

<https://www.futurarc.com/project/garden-of-peace-at-choa-chu-kang-cemetery-complex/#:~:text=A%20policy%20introduced%20in%201998,crypt%20burial%20system%20in%202007.>

以上